

質 問 回 答 書

2021年1月27日

「(案件名)ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト」

(公示日:2021年1月13日/公示番号:20a00947)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	16 ページ 2. プロジェクトの概要 (5)プロジェクト実施期間	プロジェクト実施期間として、2021年4月開始と記載ありますが、3年間のプロジェクト実施期間を考慮すると、その間に活動を完了し成果達成のためには現地渡航の遅延の悪影響が致命的となりかねません。このプロジェクトの開始日を適宜貴機構と協議の上、適切に設定することは可能でしょうか。	本プロジェクト開始日は、現地渡航日また遠隔での実質的な活動開始日を想定します。5.(4)記載のとおり、プロジェクト開始時期は2021年4月を想定し、入国禁止期間長期化リスクを踏まえ、遠隔での活動開始可能性も念頭に置いて業務計画をご提案ください。その際、現地渡航遅延に伴う各種リスクについて言及ください。なお、入国禁止期間長期化による現地渡航時期が大幅に遅延し、これに起因して3年間のプロジェクト実施期間内での成果達成が困難となる場合には、別途関係者間で対応を協議いたします。
2	18 ページ 同(7)FSM-FMI 卒業生の就職・海技資格取得促進	この活動のためには首都ポンペイの運輸・通信・インフラ省の担当者との協議が必要かと思いますが、可能な限りリモートで実施するとしても何回かのポンペイ出張の必要もあると思料します。その際の旅費については別途支給を想定できるのか、見積りに含めるのかご教示下さい。	首都ポンペイへの出張は1回/年で見積りに計上ください。
3	19 ページ 同(11)本邦研修(別見積り)	「本邦研修の内容についてプロポーザルにて提案し、それらの研修実施に必要なとされる経費を見積もる。」と記載ありますが、現状で想定でき	プロジェクト開始後にミクロネシア側との協議・合意を経て確定した実施日数、内容に基づき、本件受注者及び JICA 間で研修の実施業務にかかる

		る研修内容を基に研修員の本邦滞在期間を設定し、当該期間に係る実施業務について見積もると解釈致しますが、プロジェクト開始後にFSM-FMI 側との協議による若干の日数の増減、内容の変更については別途対応戴けるのでしょうか。	契約(研修実施に係る MM も含め)を別途締結します。その際、日数の増減、内容の変更がある場合は右契約に反映します。なお、現状で想定される研修内容及び経費見積りは、5. (11)に記載のとおりです。
6	28 ページ 6. 業務用機材	「業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。」と記載ありますが、基本的な技術面での機材は供与機材に含まれますが、コピー・プリンター複合機などは、長期専門家活動への手配があり、それを活用できるのでしょうか。	コピー・プリンター複合機などは、長期専門家派遣に伴い、別途調達を予定しており、活用可能です。
7	第1の8 業務従事者の予定人月	評価対象とする業務従事者の予定人月数:約41.0 M/Mとなっています。 一方、事業事前評価表((または調査報告書) 3 事業概要 (7) 投入 ①によれば日本側の専門家派遣は合計78M/M と記載があります。2つの数字の関係につき説明願います。	事前評価表に記載の 78M/M は、本契約での想定投入 M/Mである41.0M/Mに加え、5. (8)に記載の公募長期専門家及び海技大学校派遣想定短期専門家の想定投入 M/Mが含まれています。
8	事前評価表	事業事前評価表(または調査報告書)の3 事業概要 (4) 総事業費(日本側)約3.3億円とありますが、78M/M の専門家費用以外は機材費用と想定してよろしいですか。また、機材費用は積算数値でしょうか。	事業事前評価表に記載の総事業費約 3.3 億円は、78M/M の専門家派遣関連費用以外に、機材費、在外事業強化費、本邦研修にかかる研修員の渡航費が含まれています。機材費は概算金額になります。

以上